

先願主義と先発明主義

産学連携・知的財産本部

知的財産アドバイザー

特任教育職員（教授） 弁理士 久保山 隆

“米国が先発明主義から先願主義へ移行”との記事が、昨年9月16日の新聞に大見出しで掲載されました。オバマ大統領が米国特許法改正法案（リーヒ・スミス米国発明法案）に署名したというものです。このことにより、総ての国が先願主義を採用することになり、世界的な特許制度の調和（ハーモナイゼーション）に向け新たな時代が来ることが期待されています。なお、施行は2013年の春になる予定です。

特許制度の理念は、新規・有用な発明を公開する代償として、一定期間、その発明者に独占権である特許権を与えるというものです。

それでは、同一の発明について、異なった日に二つ以上の出願がなされた場合、誰に権利を与えたらよいのでしょうか。同じ発明に二つの権利（独占権）を付与することは、二重特許（double patenting）禁止の原則により認められておりません。

このような場合の特許付与方法として、現在、世界には次の二つの方法が採用されています。先願主義と先発明主義です。先願主義とは、先に特許庁に出願した者に特許を与える方式です。特許を取得するためには、1日でも早く出願することが求められます。一方、先発明主義とは、先に発明をした者に特許を与える方式です。最初に発明した人に特許を与える点で理に適っていますが、発明を完成した時期を客観的に判断することが難しいという問題があり、現在米国を除きこの制度を採用している国はありません。

ところで、世界には同じことを考えている人が必ずいるもので、同様な発明が、競合企業や大学からほぼ同時に出願されることは珍しくありません。

有名な話として、天然染料として有名な茜の主成分であるアリザニンの製法は、1日の差で英国の化学者パーキンではなく、当時農業国であった独国のグレベに与えられ、この特許権取得が、独国の染料工業の興隆、ひいては化学工業の発展に大きく寄与したといわれています。また、ベルが米国特許局に電話の出願をした僅か1時間後にグレーが同じく電話の出願をしており、このわずかな差が、電話の発明家としてのベルの名を不朽のものとする事になったとされています。

このように、先願主義の下では、1日も早く出願することが求められ、1日の差はそれまでの研究努力、開発投資を無に帰せしめることにもなりかねません。

冒頭にご説明しましたように、米国がついに先願主義へ移行することになりました。実は、このことは、日本を含む各国が30年も前から米国に対し要望を続けてきたことでした。

先願主義の採用により、米国における特許取得の透明性が高まると共に、世界の特許制度の調和を阻害してきた先願主義と先発明主義という制度の対立がなくなったことから、世界的な特許取得と保護に向け新たなステップに入ることになったといえます。

(2012年1月)